

国会議員 様

青森県六ヶ所再処理工場に関する  
要 望 書

要望事項（詳細は別紙理由書をご覧ください）

1) 高レベル放射性廃液の安全管理を徹底させて下さい

現在工場に貯蔵されている廃液（約240m<sup>3</sup>）は大地震などによりわずかでも環境に漏れるとチェルノブイリ事故のような大惨事が予想されます。原子力安全委員会等で新たに審議会を設置し絶対に環境放出がないように対策を講じてください。ノルウェー政府は英再処理工場の高レベル廃液放出による自国への放射性降下物の環境影響評価を公表しています。

2) 放射能の環境放出を止めさせて下さい

日本原燃は除去できるに関わらず放射性トリチウム、クリプトン85、炭素14について全量を環境へ放出しています。そのため周辺環境は汚染が出始めています。再処理工場には放射能除去装置を設置して下さい。

3) 環境基本法第13条の具現化をお願いします

環境基本法第13条(放射性物質による大気汚染等の防止)では「放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法規で定めるところによる」とあります。しかし原子力基本法には、この条項を具現化する条項がありません。40年もの間なおざりにされてきました。環境汚染防止のための措置を具現化して下さい。

4) 放射性物質の環境規制は独立した機関で実施して下さい。

諸外国のように原子力推進機関と監視機関とは区別して下さい。

5) その他

①原子力関連審議会委員に消費者や環境市民団体の代表を加えて下さい。

②今までの原子力政策は業界、学会、政界と一体となった官僚主導で進められてきました。公正な委員を選出し、リスクなどの真実の情報を徹底的に国民に公開し、国民の判断にゆだね進めて下さい。

\* 人々がこの国で末永く安心して暮らせるためにご尽力をお願いします。

提出6団体 ◎三陸の海を放射能から守る岩手の会 岩手県盛岡市

◎PEACE LAND 青森県八戸市 ◎豊かな三陸の海を守る会 岩手県宮古市

◎三陸・宮城の海を放射能から守る仙台の会（わかめの会）宮城県仙台市

◎地球と共に 宮城県石巻市 ◎三陸の海を守る気仙沼・本吉の会 宮城県気仙沼市

\* 連絡先 三陸の海を放射能から守る岩手の会

020-0004 岩手県盛岡市山岸6-36-8

世話人 永田文夫 電話・fax 019-661-1002

**要望(1) 高レベル廃液の安全管理を徹底させて下さい**

【理由】変動地形学者東洋大渡辺満久教授は日本原燃再処理工場直下の活断層の存在とこれが、大陸棚断層と連動して動いた場合最大でマグニチュード8の地震の可能性を指摘しています。日本原燃は直下地震についてはマグニチュード 6.5 までの評価しか行っておりません。再処理工場には、現在絶えず冷却し排気しなければならない高レベル廃液が大量に（約 240m<sup>3</sup>）貯蔵されています（セシウム 137 換算ではチェルノブイリ事故で放出された放射能の約 9 倍に相当）。直下大地震により電源喪失、パイプの破断等により廃液が沸騰、場合によっては発生する水素や硝酸塩爆発により放射能が環境へ放出されるとチェルノブイリ事故以上の大惨事になる可能性があります。事実同様事故は 1957 年にロシアのウラルにあるマヤーク軍事用再処理施設高レベル廃液タンクの爆発がありました。放射能放出により現在も広範囲が無人地帯になっています。六ヶ所再処理工場は本格操業になると常時約 500m<sup>3</sup> の高レベル廃液が貯槽に保管されることとなります。約 1m<sup>3</sup> ほど漏れたとしても青森県全域は全員避難地域になる可能性があるようです。（高木仁三郎博士推定）

今年 3 月 23 日ノルウェー政府は英セラフィールド再処理工場の貯蔵高レベル放射性廃液の漏洩を想定しシミュレーション結果を公表しています。貯蔵廃液の 10% 放出の場合、最悪のケースではノルウェー南西海岸は人が住めない土地になってしまう結果になっています。

高レベル廃液はそのあまりの危険性によりガラス固化し永久地下処分が考えられています。危険な液体状態で長期にわたり保管することはこの地震大国ではあまりに危険です。高レベル廃液の徹底した安全管理が求められる所以です。

また、2007 年 11 月から行われている高レベル廃液のガラス固化は、事故続きでその内容が悪化してきており、ついにこの 1 月には固化セル内で高レベル廃液が漏れ出し、未回収分がどこに行ってしまったのか公表されていません。未回収分は広島原爆死の灰の 2.5 倍ほどに相当します（セシウム 137 換算）。日本原燃の技術はとて信頼できない状況にあります。

！\*原子力発電では緊急時には制御棒の挿入や緊急炉心冷却装置が働き原子炉の暴走をストップしますが、再処理工場は化学工場であり、緊急安全策が講じられていません。加えて再処理工場はマグニチュード 6.5 までの耐震設計になっており非常に憂慮しています。

**要望(2) 放射能の環境放出を止めさせて下さい**

【理由】平成18年3月31日に、六ヶ所再処理工場でアクティブ試験が開始されてから、3年以上経過しました。この間、約 425 トンの使用済み核燃料がせん断されプルトニウムが抽出されました。同時に、海や空に大量の放射能(放射性物質)が放出されました。海には主として放射性的トリチウム、空にはクリプトン85、炭素14が除去されることなく全量放出されています。周辺住民の被ばく量を年間 0.022 ミリシーベルトと算出し、少ないから安全とされ、海洋などの環境アセスメントすら実施されていません。しかし、海には一般人の放射線年間摂取限度の3億3千万人分、空には4千万人分の放射能放出の容認をしながら、周辺住民の被ばく線量が少ないからとし、安全を主張するのは到底納得できるものではありません。三陸の海の生態系はどうなっていくのでしょうか。海産物に取り込まれる放射能はどうなのでしょう。放射能の影響を受けやすい胎児・幼児、海水に直接接触する漁民やサーファーの安全は、本当に守られるのでしょうか。不安は増すばかりです。

トリチウムやクリプトン85など全量放出されている放射能の除去技術は研究され目処がついていると  
いいです。ドイツで計画があったバックースドルフ再処理工場(中止)ではこれらの放射能の除去計  
画がありました。1988年12月の青森県議会資料にはトリチウムとクリプトンの除去建屋があったので  
すがいつのまにか消えてしまいました。放射能を除去せず全量を環境へ放出することは許されること  
なのでしょうか。

＊ 日本原燃(株)・青森県・六ヶ所村の三者で締結している安全協定5条で 事業者は放射能の  
低減化を図ることが謳われています。しかし、この努力が全くなされていません。

要望(3) 環境基本法第13条の具現化をお願いします

【理由】2007.6.10 参議院環境委員会で川田参議院議員の質問に答え鴨下環境大臣は原子力施  
設も環境基本法の理念のもとにあると答えました。環境基本法の理念は第3条から第5条に  
かけて明文化されています。第3条(環境の恵沢の享受と継承など)、第4条(環境への負荷  
の少ない持続的発展が可能な社会の構築など)、第5条(国際的強調による地球環境保全の積  
極的推進)。放射能3核種を全量垂れ流しにしつつ操業されようとしている再処理はこれらの  
理念と余りにも乖離しています。

環境基本法第13条(放射性物質による大気汚染等の防止)では「放射性物質による大気汚  
染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法  
規で定めるところによる」とあります。しかし原子力基本法には、この条項を具現化する条項がありま  
せん。少し近いと思われるものに第20条(放射線による障害の防止措置)がありますが、これは放射  
性物質から環境を守る視点のものではありません。「公共の安全を確保する」とありますが、これは  
「大気、水質、土壌の環境汚染防止」とは受け取れません。関連法律として放射線障害防止法を見  
ると、「放射性同位元素の取扱等による放射線障害の防止と公共の安全」が目的となっており、放射  
性物質による環境汚染防止が目的ではありません。ほかの原子力関連法規でも環境基本法第13条  
を具現化する条項はありません。これは法律の整合性を欠く大きな問題ではないでしょうか。放射能  
から環境を守る法律がなおなりにされてきたとしかいいようがありません。昭和42年8月公害対策基  
本法で13条の前身である条項が示された後原子力基本法に関連し改正があったようすがありませ  
ん。法律の整合性を欠いたまま40年以上も放置されてきました。

要望(4) 放射性物質の環境規制は独立した機関で実施して下さい。

【理由】従来のように原子力を推進をする経産省が対象事業所を監視するのでは、推進が先  
にありきで、厳しい規制ができません。放射能による環境汚染が広がるばかりです。40年  
間も再処理工場における放射能の環境規制がなおざりにされてきたことがそれを物語ってい  
ます。原子力関連法では環境法で定められている放射性物質の環境基準も環境アセスメント  
もなく、放出口規制も排気筒では実施されませんでした。原発には定められている放水口  
での濃度規制は再処理工場にはないという二重規制が行われている。これでは環境を守ること  
ができません、国土の放射能汚染が進むばかりです。放射能の規制は諸外国のように環境  
省に移し環境保護のため厳しく取り締まるべきではないでしょうか。

要望(5) その他

①原子力関連審議会委員に消費者や環境市民団体の代表を加えて下さい。

②公正な委員の選出、情報を公開、国民の判断にゆだねてほしい。

**【理由】** 原子力政策を審議する国の各種委員会は、原子力を推進する立場の産学を代表する委員により構成されており、官僚主導の運営により著しい不公平感があります。加えて同一人物が多く、委員を兼務している例が見られ、また時間を限った、学会の多様な意見や常識的市民の意見が反映されない仕組みになってきました。人々の幅広い意見を反映できるように委員の人選を見直して下さい。また、高レベル廃液漏洩時のシミュレーション評価、再処理工場からの廃液が海洋でどのように流れたのか、海洋放出日時の事前予報など情報が要求したに関わらず公開されていません。人々の安全のため徹底した情報公開を望みます。

\* 詳しい資料が必要な場合はお知らせ頂けるとお送りいたします。

岩手県盛岡市山岸 6-36-8 電話・fax 019-661-1002

三陸の海を放射能から守る岩手の会 永田文夫